

東大和市いじめ重大事態調査に関する調査結果の公表ガイドライン

令和8年2月17日

東大和市教育委員会

1 本ガイドラインについて

本公表ガイドラインは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に定める重大事態が発生し、同法第14条第3項の規定に基づき教育委員会の附属機関として設置された東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会が組織した調査部会で調査を行った場合、又は学校が主体となる調査委員会が調査を行った場合において、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省平成29年3月策定、令和6年8月改訂。以下「文科省ガイドライン」という。）に則り、当該調査結果を公表するに当たり必要な事項を定めるものとする。

なお、東大和市教育委員会は、本ガイドラインに則り、公表の有無等を決定するが、公表した後の状況やいじめに関する社会的評価などを十分に踏まえ、必要に応じて本ガイドラインの見直しを含めて、柔軟に対応していくものとする。

2 公表の意義及び目的

文科省ガイドラインでは、「調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。」としている。

本市としては、いじめの事実解明のみならず、学校や教育委員会の対応の検証を丁寧に行い、東大和市いじめ防止対策推進条例（令和元年12月20日条例第19号）第3条で規定している基本理念のもと、以下の意義及び目的をもって当該調査結果を公表すべきかを検討していく。

- ① 当該事案への憶測などを減じさせ、社会全体でいじめ問題を考えていく契機とする。
さらには、いじめ問題を取り巻く諸課題についても考える契機とし、児童・生徒（以下「児童等」という。）の尊厳を保持し、安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりに寄与する。
- ② 学校と教育委員会が、発生事案に真摯に向き合い、児童等の健全育成を第一義として、同種事案の再発防止やいじめの早期発見や対応、早期解決に向けた、公正かつ適切ないじめの未然防止策やいじめ防止体制の構築等を図る。
- ③ 地域・家庭・学校が協働して、いじめ防止に向けた教育環境を創りあげていけるように、一層の開かれた学校づくりに向けた取組を推進する。
- ④ 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会が組織した調査部会の公正性及び中立性を確認し、調査結果の信頼性を保つ。

- ⑤ 家庭への支援を促進し、豊かな情操や道徳性、家庭教育の充実を図るとともに、心理や福祉、医療などの関係機関との連携強化を促進する。

3 公表することにより生じ得る弊害について

当市は、前述した公表の意義及び目的を踏まえ、調査結果を公表することが重要であると考えている。

しかしながら、調査結果の内容には、個人の学校生活の様子や保護者に関する情報なども詳細に含まれるため、全てを公表すると、次のような弊害が生じることも考えなければならない。

(公表による関係当事者への影響)

いじめは社会的に関心の高い事象であり、特に重大な結果が生じたような事案については、報道機関による報道がなされたり、時には事実に基づかない根拠のない噂がインターネットやSNS上で拡散されたりすることを鑑みると、公表することにより、以下のような関係当事者への影響が懸念される。

- ① 一定の範囲で学校情報や生活情報を共有する同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、関係当事者の個人が特定されたり、日頃の人間関係の状況や内心を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じる。
- ② 人間関係の詳細や言動の様子、争いや対立の実情が明確になることにより、関係当事者と周囲の児童等、また保護者等との関係に悪影響を及ぼし、被害児童等の登校再開や学校生活の回復、関係児童等の反省や更生、当事者間の関係修復等に支障が生じるなど、児童等の成長が阻害される。
- ③ いじめの要因に被害児童等及び関係児童等の病気や特性、家庭内の人間関係や経済的事情等が密接に絡んでおり、調査報告書にも記載されている場合、プライバシーに関わる内容が晒されかねない。
- ④ インターネット上での情報拡散と、さらなる投稿や転載が繰り返される事態が発生し、興味本位な書き込みや、誹謗中傷による重篤な人権侵害と関係児童等の成長を阻害する状況が生じかねない。

(調査への重大な影響)

調査結果の全てを公表することとした場合、当該事案の事実関係を解明するために聴き取り等をする児童等、保護者及び教職員等（以下「(以下「調査対象者」という。)に以下のような反応が引き起こされ、調査に重大な影響が生じることが懸念される。

- ① 調査対象者において供述者が自己であることの発覚を懸念し、防衛機制が働き、事情聴取等事への協力拒否、回答内容の変遷などといった事態が生じかねず、真実の把握が難しくなることが考えられる。

- ② 各関係機関（児童相談所、こども家庭センター、警察、相談機関、医療機関及びその他の支援機関）において、関係当事者との関係性や自らの事業執行への影響が懸念され、十分な回答が得られにくくなるおそれがある。

4 公表方針

以上のことを踏まえ、次の方針により調査結果の公表について判断する。

- ① いじめ被害を訴えた児童等及びその保護者の公表の意向や、公表の意義及び目的と公表することによる弊害を総合的に勘案し、特段の支障が生じないと判断した場合、調査結果を公表する。
- ② 公表に際し、いじめを行った児童等及びその保護者の同意は要しないこととする。
- ③ 公表する内容については、個人が特定されないようにするとともに、公表することが児童等及びその保護者などの調査対象者における生活環境や、学校が行う支援や指導に影響が生じ得ないように特段の配慮を行う。
- ④ 公表の意義及び目的に資する実益が公表による弊害よりも劣ると考えられ、公表すべき必要性が低いと考えられる以下のような事案は、個別事案の特性等に照らし、公表の是非を判断する。
 - ア 「重大事態の疑い」があるとして調査をしたが、事実が認められなかったもの。
 - イ 調査過程で明らかになったいじめの要因に、要配慮情報等の極めて重要な個人情報が含まれるもの。
 - ウ 不登校に繋がっているいじめ事案において、不登校の背景としていじめ以外の主な要因があると認められたもの。

5 公表する場合の公表方法等について

- ① 公表の方法
東大和市のホームページへの掲載により公表とする。
- ② 公表資料
 - ア 公表資料は、調査報告書を基に作成した公表版により行うこととする。なお、公表版については、公表による弊害を最小化するとともに、再発防止という公表の目的に適うよう、東大和市教育委員会が公表する内容を精査して作成するものとする。
 - イ 公表にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）や東大和市情報公開条例（平成 15 年 9 月 19 日条例 第 22 号）で、不開示となる情報等も参考にし、児童等及びその保護者の個人情報やプライバシー保護の観点から公開に適さないと判断した部分は非公開とする。
 - ウ 公表の意義及び目的を達成させるため、公表内容については、東大和市教育委員会において、随時点検・評価し改善を図っていくものとする。
- ③ 公表の手順

ア 調査開始時

いじめ被害を訴えた児童等及びその保護者に対して、本公表ガイドラインについて説明する。また、調査対象者に対しても、調査結果の公表について説明を可能な限り行うこととする。

イ 調査結果の説明時

いじめ被害を訴えた児童等及びその保護者に対して、調査結果の説明の後、本公表基準について説明した後に公表に関する意向確認を行う。

ウ 公表の意向確認後

公表の意向確認後、公表すると判断した場合、個人情報にかかわる箇所など、非公開とすべき部分を削除の上、公表資料をホームページに掲載する。なお、公開期間は、6カ月を基本とする。ただし、公表すると判断した後に、いじめ被害を訴えた児童等又はその保護者が公表を望まなくなった場合や、再調査する場合等、公表の継続が困難となる事情が生じた場合は、公表を中止する場合がある。

また、いじめ被害を訴えた児童等又はその保護者が、当初は非公表を望んでいたが、その後公表を望むようになった場合であっても、一度非公表にすると判断した後は、原則として公表するか否かの再検討は行わない。